

令和五年五月十七日 開会
令和五年五月魚津市議会臨時会提出議案

市長提案理由説明要旨

本日ここに、令和五年五月魚津市議会臨時会が開催されるにあたり、提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

議案第三十号 令和五年度魚津市一般会計補正予算（第二号）につきましては、歳入歳出予算の総額に一億三千二百七十四万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ百八十五億三千三百十四万三千円といたしたいのであります。

今回補正する主なものは、電気料金や食料品等の価格高騰による家計への影響が特に大きい低所得世帯に対する支援として、住民税非課税世帯など低所得世帯に対して一世帯当たり三万円を給付する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業」を計上するほか、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成事業助成金の採択を受けたことにより、有利な財源を確保できたため、地域振興会における活動備品の整備や自主防災会が実施する防災資機材の整備に対する助成金を計上するなど、必要欠くことのできないものに限定し、計上いたしました。

これらの財源として、国庫支出金、繰越金及び諸収入を充当いたしております。

議案第三十一号 令和五年度魚津市一般会計補正予算（第一号）について専決処分承認を求めることにつきましては、電気料金や食料品等の価格高騰に直面する低所得の子育て世帯に対する支援として、「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」を早急に進めていく必要があったことから、地方自治法第七十九条第一項の規定により、四月二十七日付けで三千三百四十万円の補正予算を専決処分いたしましたので、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めらるるものであります。

議案第三十二号 魚津市税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）が令和五年三月三十一日に公布されたこと等に伴い、魚津市税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、三月三十一日付けで専決処分いたしましたので、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めらるるものであります。

主な内容は、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しや種別割のグリーン

化特例を延長するなど所要の改正を行うものであります。

報告第二号 市の義務に属する交通事故等による損害賠償の額の決定及びその和解についての専決処分の報告につきましては、地方自治法第百八十条第一項の規定により、議決により指定されました交通事故等による損害賠償の額の決定及びその和解について、二件を専決処分いたしましたので、同条第二項の規定により議会に報告するものであります。

以上、本日提出いたしました議案の説明といたします。

何とぞ、慎重審議のうえ、議決賜りますよう、お願い申し上げます。